

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、平成18年2月下旬開催予定の臨時株主総会において議決権を行使すべき株主を確定するため、平成17年12月20日（火曜日）を基準日と定め、同日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主をもって、議決権を行使すべき株主といたします。

平成17年12月5日

東京都港区芝五丁目33番8号

株式会社三菱ケミカルホールディングス

名義書換代理人事務取扱場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部